

「自己仕分け」結果の主な例（機関ごとの例）

〔沖縄総合事務局〕

- ・ 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（自己仕分け結果：C－c）

〔総合通信局〕

- ・ 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）（自己仕分け結果：A－b）
- ・ ケーブルテレビ等の許認可等（自己仕分け結果：保留）

〔法務局・地方法務局〕

- ・ 各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（自己仕分け結果：C－c、一部C－a）
- ・ 人権擁護に関する事務（自己仕分け結果：C－c、一部A－a）

〔地方厚生局〕

- ・ 社会福祉法人（広域）等の認可（自己仕分け結果：A－a）
- ・ 麻薬等犯罪捜査に関する事務（自己仕分け結果：C－c）

〔都道府県労働局〕

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（自己仕分け結果：C－c、一部A－b－①）
- ・ 労働条件、労働者の保護などに関する監督等（自己仕分け結果：C－c）

〔地方農政局〕

- ・ 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務（自己仕分け結果：A－a）
- ・ 農家戸別所得補償制度に関する現金給付（自己仕分け結果：C－c）

〔森林管理局〕

- ・ 民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（自己仕分け結果：C－c）

〔漁業調整事務所〕

- ・ 漁業の調整（自己仕分け結果：C－c）
- ・ 外国漁船の寄港許可（自己仕分け結果：C－c）

〔経済産業局〕

- ・ 新規産業の環境整備に関する事務の一部（産業クラスターの支援）（自己仕分け結果：B－②）
- ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務（自己仕分け結果：C－c）

〔地方整備局・北海道開発局〕

- ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（自己仕分け結果：C－c、一部A－b－①）
- ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（自己仕分け結果：C－c、一部A－b－①）

〔地方運輸局〕

- ・ 旅客自動車運送事業の許認可等（自己仕分け結果：C－c、一部A－b－①）
- ・ 観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）（自己仕分け結果：C－c、一部A－b－①）

〔地方環境事務所〕

- ・ 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（自己仕分け結果：C－c、一部A－a）
- ・ 温室効果ガス排出量の報告関係（自己仕分け結果：C－c）

（注）

1. 本資料は、各出先機関ごとに報告のあった自己仕分け結果のうち主なものを地域主権戦略室において抜粋したものである。
2. 記号の意味は下記のとおり。

A－a : 地方自治体に移譲するもの（全国一律・一斉に移譲するもの）

A－b－① : 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの（現行の行政区域を前提とするもの）

A－b－② : 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの（都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの）

B－② : 個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの（都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの）

C－c : 国に残すもの（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）

(参考)「自己仕分け」結果の概要

機関名	沖縄総合事務局（内閣府）
基本的な考え方	<p>沖縄総合事務局の事務・権限の見直しについては、沖縄総合事務局が、沖縄の特殊事情にかんがみ、その振興を国の責務として果たすための実施機関として設置された経緯があること等を勘案しつつ、検討する必要がある。</p>
結果の概要 主な事例 等	<p>《沖縄振興計画の推進等に関する事務》 →仕分け結果：C-c（引き続き出先機関の事務・権限とする） （理由）沖縄は様々な特殊事情を抱えていることから、沖縄の振興を図ることは国の責務である。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖縄における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖縄振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖縄県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖縄総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。</p> <p>《各省の出先機関としての事務（農林水産省の地方農政局、経済産業省の経済産業局、国土交通省の地方整備局及び地方運輸局等が所掌する事務）》 →他省庁の出先機関が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。</p>
備考	

機関名	総合通信局（総務省）
基本的な考え方	<p>○ 総務省では、総合通信局の事務・権限について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本に、国は地方自治体が担えない事務を担い、地方が行える事務は地方に委ねるという役割分担の考え方に立ち、「自己仕分け」を実施。</p>
結果の概要 主な事例 等	<p>○ 全国知事会の「国の出先機関原則廃止PT」において、「地方移管」又は「廃止・民営化」と打ち出された15事務のうち、9事務は、地域住民や事業者等の利便性のため、自治体の発意に従い地方移譲可能とするもの、事務が既に廃止又は元々存在せず、出先機関の事務が現存しないものなどであり、地方出先機関の事務外とすることが可能と整理。</p> <p>○ 15事務のうち、6事務については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不分明なところを今後確認・精査して対応するもの 2) 自治体でできる地域振興や広報啓発は自治体で、国の政策である先端的ICT利活用等に関する施策は国として実施するもの <p>に分かれるが、いずれも、自治体が行える業務は切り出して自治体に移譲することが基本。</p> <p>○ 「国に残す」とされた13事務は、法令に基づく適正な運用が国の電波・放送行政と一体不可分で求められている事務として、国に残すものと整理。</p>
備考	

機関名	法務局・地方法務局（法務省）
基本的な考え方	<p>地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権の考え方に加え，国と地方の役割分担と連携の在り方について十分な配慮が必要という認識の下，地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ，個々の事務・権限の特性や規模，行政運営の効率性・経済性等の観点から，検討を実施。</p>
結果の概要 主な事例 等	<p>法務局の事務・権限は，国民の権利関係や身分関係に密接に関連し，国家の主権，司法制度，国民の人権保障に関係する事務であるため，全国統一した運用が必要であるほか，いわゆる二重行政という批判はあたらず，今後も，効率的で機動的な事務処理体制を維持する必要があることから，関係各方面の意見をも踏まえ，基本的には，引き続き出先機関の事務・権限と仕分けた。</p> <p>ただし，①登記事項証明書等の交付事務については，既に市場化テストによる民間委託を実施しているため，民間委託と仕分け，また，②司法書士試験の実施及び土地家屋調査士試験の実施に係る事務については，市場化テストによる民間委託を検討しているため，民間委託と仕分け，さらに，③人権啓発活動地方委託事業のうち，地方自治体が独自に企画・実施するものについては，啓発活動を確保するための方策の検討と併せて，全国の地方自治体への一律一斉の事務権限移譲と仕分けた。</p>
備考	

機関名	地方厚生（支）局（厚生労働省）
基本的な考え方	<p>○麻薬等取締など国民の生命・生活に重大な影響を与える業務や現在大きな見直しを行っている制度に関わる業務を除き、「地方が移譲を希望している業務は地方に移譲する」の原則のとおりに対応する。 <u>※地方で責任を持って適切に実施可能な場合に限る。</u></p>
結果の概要 主な事例 等	<p>【地方へ移譲可能と仕分けした事務・権限】</p> <p>① 複数の都道府県にまたがる法人等の監督に関する業務 ・医療法人、社会福祉法人、消費生活協同組合の監督など</p> <p>② 既に同様又は類似の業務を都道府県で実施している業務 ・戦没者の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行、指定医療機関（児童福祉法、母子保健法、生活保護法）の指定等、特定機能病院（高度な医療の提供や開発等を行う病院）の指導監督など</p> <p>③ 養成施設の指定等に関する業務 ・各種国家資格等（保健師、助産師など32種）及び各種都道府県知事資格等（調理師など4種）に関する養成施設の指定など</p> <p>④ その他 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び戦傷病者特別援護法に規定する指定医療機関の指定、介護保険・サービスに関する指導、国開設病院等の監督など</p> <p>【国の事務として仕分けした事務・権限】</p> <p>① 国民の保健衛生に重大な影響を与える麻薬等に関する取締関係、食品の輸出入関係の業務 ・麻薬等犯罪捜査に関する業務、麻薬営業者等の許可等、輸出水産食品関係施設等の監視指導、食品衛生法の登録検査機関の登録等、など</p> <p>② 年金、医療保険は制度改革を踏まえて検討することとし、当面は国が実施。 ・企業年金制度等（厚生年金基金及び確定拠出年金等）の運営に関する業務、健康保険組合等の指導監督、国民健康保険の保険者等の指導、保険医療機関等の指導監督等、など</p> <p>③ 補助金の執行等については、一括交付金の議論の中で整理し、当面は国が実施。 ・結核医療費、原爆被爆者手当交付金など</p>
備考	

機関名	都道府県労働局（厚生労働省）
基本的な考え方	○ 「地域主権戦略大綱」に掲げられた「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」の方針に沿って、都道府県労働局の在り方を見直す。
結果の概要 主な事例 等	<p>○ 「地域主権戦略大綱」に沿って、国際条約（ILO条約）を遵守する必要があること、労働政策審議会の意見等サービス利用者の意見を尊重する必要があることなどに配慮し、また、省内事業仕分けの結果も踏まえて、対応。</p> <p>○ ハローワーク関係事務については、以下のとおり整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務等は、「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の「国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」に該当するため、引き続き国が実施。 ② 他方、地域主権改革の趣旨に則った対応をするため、以下の見直しを検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体から国（労働局・ハローワーク）への要請権・国による対応義務の創設【自治体と国の協働体制】 ・ ハローワークの職業紹介に関する事務の一部の先行移管 [特区要望への対応] ・ 自治体無料職業紹介事業への法的位置づけの付与・国の求人情報の自治体への開放 [地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応] ・ ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議の開催と国民的アンケート調査の実施 <p>○ 労働基準監督署等関係事務については、「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の「国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」に該当するため、引き続き国が実施。</p>
備考	

機関名	地方農政局（農林水産省）																	
基本的な考え方	<p>○農林水産行政における国と地方の役割分担を明確にする必要があるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等を踏まえて、国が果たすべき役割の基本を、①食料の安定供給（食料自給率の向上等）、②農林水産業の再生、③食の安全・消費者の信頼確保、④国民の安全・安心の確保（国土の保全等）と設定した上で、地方自治法第1条の2第2項に即して、全国的な規模や視点等の必要性から国が重点的に担うべき事務を整理。</p> <p>○その上で、それぞれの事務について、国の出先機関で行う必要があるか否かを、当該事務を農林水産本省と地方自治体のみで実施した場合に「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に例示されたような著しい支障が生ずるか否かを検証することによって判定。</p>																	
結果の概要 主な事例 等	<table border="1" data-bbox="472 632 2072 1350"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="472 632 2072 679">地方農政局が引き続き実施すべき事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 679 1128 695">国の役割</td> <td data-bbox="1140 679 2072 695">国が重点的に担うべき事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 695 1128 823"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・ 農業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） </td> <td data-bbox="1140 695 2072 823"> <ul style="list-style-type: none"> ○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○優良農地の確保 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農協等の団体指導・監督 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 823 1128 967"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・消費者の信頼確保 </td> <td data-bbox="1140 823 2072 967"> <ul style="list-style-type: none"> ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫、食育等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="472 1023 2072 1062">見直しを検討する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1062 1128 1158">本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）</td> <td data-bbox="1140 1062 2072 1158"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・ 食育の推進（民間に対する助成） ・ 農地土壌の汚染防止等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1158 1128 1302">地方への移譲等を検討</td> <td data-bbox="1140 1158 2072 1302"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・ 事業協同組合等の設立認可等 ・ 農産物検査（登録検査機関の登録等） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1302 1128 1350">実施主体の見直しを検討</td> <td data-bbox="1140 1302 2072 1350"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管） </td> </tr> </table>		地方農政局が引き続き実施すべき事務		国の役割	国が重点的に担うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・ 農業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○優良農地の確保 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農協等の団体指導・監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・消費者の信頼確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫、食育等 	見直しを検討する事務		本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・ 食育の推進（民間に対する助成） ・ 農地土壌の汚染防止等 	地方への移譲等を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・ 事業協同組合等の設立認可等 ・ 農産物検査（登録検査機関の登録等） 	実施主体の見直しを検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管）
地方農政局が引き続き実施すべき事務																		
国の役割	国が重点的に担うべき事務																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・ 農業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○優良農地の確保 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農協等の団体指導・監督 																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・消費者の信頼確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫、食育等 																	
見直しを検討する事務																		
本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・ 食育の推進（民間に対する助成） ・ 農地土壌の汚染防止等 																	
地方への移譲等を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・ 事業協同組合等の設立認可等 ・ 農産物検査（登録検査機関の登録等） 																	
実施主体の見直しを検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管） 																	
備考																		

機関名	森林管理局（農林水産省）					
基本的な考え方	<p>○農林水産行政における国と地方の役割分担を明確にする必要があるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等を踏まえて、国が果たすべき役割の基本を、①食料の安定供給（食料自給率の向上等）、②農林水産業の再生、③食の安全・消費者の信頼確保、④国民の安全・安心の確保（国土の保全等）と設定した上で、地方自治法第1条の2第2項に即して、全国的な規模や視点等の必要性から国が重点的に担うべき事務を整理。</p> <p>○その上で、それぞれの事務について、国の出先機関で行う必要があるか否かを、当該事務を農林水産本省と地方自治体のみで実施した場合に「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に例示されたような著しい支障が生ずるか否かを検証することによって判定。</p>					
結果の概要 主な事例 等	<p>森林管理局が引き続き実施すべき事務</p> <table border="1" data-bbox="472 635 2076 778"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 635 1131 683">国の役割</th> <th data-bbox="1131 635 2076 683">国が重点的に担うべき事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 683 1131 778"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） </td> <td data-bbox="1131 683 2076 778"> <ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の管理経営 ○大規模山地災害の復旧 </td> </tr> </tbody> </table>		国の役割	国が重点的に担うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の管理経営 ○大規模山地災害の復旧
国の役割	国が重点的に担うべき事務					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の管理経営 ○大規模山地災害の復旧 					
備考						

機関名	漁業調整事務所（農林水産省）							
基本的な考え方	<p>○農林水産行政における国と地方の役割分担を明確にする必要があるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等を踏まえて、国が果たすべき役割の基本を、①食料の安定供給（食料自給率の向上等）、②農林水産業の再生、③食の安全・消費者の信頼確保、④国民の安全・安心の確保（国土の保全等）と設定した上で、地方自治法第1条の2第2項に即して、全国的な規模や視点等の必要性から国が重点的に担うべき事務を整理。</p> <p>○その上で、それぞれの事務について、国の出先機関で行う必要があるか否かを、当該事務を農林水産本省と地方自治体のみで実施した場合に「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に例示されたような著しい支障が生ずるか否かを検証することによって判定。</p>							
結果の概要 主な事例 等	<p>漁業調整事務所が引き続き実施すべき事務</p> <table border="1" data-bbox="472 635 2072 778"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 635 1128 683">国の役割</th> <th data-bbox="1140 635 2072 683">国が重点的に担うべき事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 691 1128 730">・食料の安定供給（食料自給率の向上）</td> <td data-bbox="1140 691 2072 730">○漁業の許可等 ○漁業調整等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 738 1128 778">・水産業の再生</td> <td data-bbox="1140 738 2072 778">○外国漁船の寄港許可 ○漁船の検査</td> </tr> </tbody> </table>		国の役割	国が重点的に担うべき事務	・食料の安定供給（食料自給率の向上）	○漁業の許可等 ○漁業調整等	・水産業の再生	○外国漁船の寄港許可 ○漁船の検査
国の役割	国が重点的に担うべき事務							
・食料の安定供給（食料自給率の向上）	○漁業の許可等 ○漁業調整等							
・水産業の再生	○外国漁船の寄港許可 ○漁船の検査							
備考								

機関名	経済産業局（経済産業省）
基本的な考え方	<p>8月26日（木）、27日（金）の2日間にわたって、政務三役（増子副大臣、高橋・近藤両大臣政務官）の出席の下、外部有識者、自治体、事業者等からなる会議を開催し、その結果を踏まえ、自己仕分けを実施。</p> <p>（1）規制系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県において実施可能なものは、事務の効率面の課題や規制の広域性を考慮しつつ、移譲を検討することとする。このうち、引き続き国の関与が必要な分野については、併行権限として、経産局も引き続き事務を行うこととする。 <p>（2）支援系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体の視点から行うものは、経産局の事務・権限として残すこととする。
結果の概要 主な事例 等	<p>（1）廃止を検討するもの（6事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵鉱量統計調査 等 <p>（2）都道府県への移譲を検討するもの（17事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業種の協業組合・商工組合の許認可等 ・ 消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等 ・ 容器包装リサイクル法に基づく立入検査等 等 <p>（3）試行状況を踏まえ広域的实施体制への選択的移譲を検討（2事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業クラスター支援 等 <p>（4）民間委託の拡大を検討（2事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計量士国家試験 等 <p>（5）本省への引き上げを検討（1事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許料の減免確認 <p>（6）引き続き出先機関で実施（45事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり高度化支援に関する事務 ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務 等
備考	都道府県への移譲を検討するもののうち、14事務・権限については国の権限も残すことを検討。

機関名	地方整備局（国土交通省）
基本的な考え方	国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民生活の安全・安心の確保、国際競争力の強化、成長戦略の実現など、国が本来果たすべき役割を戦略的かつ重点的に担っていく必要があるという認識のもと、地域主権を実現するため、主体的に検討を実施。
結果の概要 主な事例 等	<p>○広域の事務について、道州制等の自治体の「受け皿」の在り方、広域連合等における利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保などについて議論が必要であるが、社会情勢の変化に応じた事務・権限の見直しとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別協議に基づく道路・河川の移管の早期実現 ②一の都道府県で完結するイ号国営公園で整備が概成したものの管理に関する権限について、都道府県への移譲が可能となる制度の創設等に取り組む。 <p>○なお、防災・危機管理体制の確保、職員の処遇、財源の取扱い等について、今後、十分な議論が必要。</p>
備考	

機関名	北海道開発局（国土交通省）
基本的な考え方	国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民生活の安全・安心の確保、国際競争力の強化、成長戦略の実現など、国が本来果たすべき役割を戦略的かつ重点的に担っていく必要があるという認識のもと、地域主権を実現するため、主体的に検討を実施。
結果の概要 主な事例 等	○北海道開発局については、地方整備局の所掌事務と地方農政局の所掌事務の一部等を行う機関であることから、地方整備局と地方農政局の仕分けに準ずることとする。
備考	

機関名	地方運輸局（国土交通省）
基本的な考え方	国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民生活の安全・安心の確保、国際競争力の強化、成長戦略の実現など、国が本来果たすべき役割を戦略的かつ重点的に担っていく必要があるという認識のもと、地域主権を実現するため、主体的に検討を実施。
結果の概要 主な事例 等	<p>○全国一律の安全基準に基づく監査等を通じて国民の生命・身体の安全を確保している唯一の現場執行機関であり、地方自治体との二重行政にあたらない。また、重大事故の発生時に全国的ネットワークを活用し、大臣による一元的な指揮命令の下で、類似事案の発生防止などの安全対策を迅速かつ効率的に行うことが必要。</p> <p>○一方、地方自治体の移管要望の多くは地域住民交通と地域観光であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地域の解消などのため市町村やNPO等が行っている旅客運送(自家用有償旅客運送)についての権限を希望する市町村に移譲 ・国際観光業務に重点化し、地方の観光振興は全国的な視点に立った先端的・モデル的な取り組みに特化 等 <p>を行うことにより、こうした地域のニーズや創意工夫が活かせる分野は、基本的には地域に任せていく。</p>
備考	

機関名	地方環境事務所（環境省）
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実状やニーズも踏まえた環境政策を展開するため、これまでも地方自治体との分担を進めており、今後も地域主権の考え方を基本としつつ検討を進めていく。 ○ その際、単に地方環境事務所の事務のうち何を地方自治体に移譲するかといった運用面の議論に止まらず、一連の政策の下での国と地方の関係の在り方について抜本的に議論する必要がある。特に、 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域の利害を超えて、国全体の利害の観点から判断して行うべき事務 2) 国際約束を遵守するため、国が責任を持って行うべき事務 3) 国民の健康や生活環境の保護のためのセーフティ機能として行うべき事務 <p>については、国が本来果たすべき役割として地方自治体への移譲には馴染まない。</p>
結果の概要 主な事例 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移譲できるもの： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 石綿健康被害救済法による申請の経由 ➤ 「循環型社会形成推進協議会」への参加 ➤ オフロード法に基づく技術基準適合命令及び同命令に係る報告徴収・立入検査 ➤ 個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査（一の都道府県で完結する場合並行権限を付与） ➤ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指導・監督（一の都道府県内で調査事業を行う場合のみ） ○ 国に残すもの： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国立公園の規制等、世界自然遺産登録地域の保全、鳥獣の輸出入の規制、温室効果ガス排出量の報告関係、廃棄物の輸出入に関する事務などの事務は地方環境事務所を実施する。 ➤ 地球温暖化に関する普及啓発などは全国的な視点に立った先端的・モデル的な取組として、また、廃棄物処理法に基づく無害化認定業者に対する報告徴収・立入検査、廃棄物処理法及び公害規制法に基づく緊急時の立入検査などの事務は本省で実施する。
備考	他省庁と共管している事務・権限については、国として統一的に対応することを前提とする。